

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する
水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（査
証の制限等）

〔令和2年3月6日〕
閣 議 了 解

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感
染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的
強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、そ
の重要性に鑑み、査証の制限等について閣議了解を行い、政府一体と
なって下記により対応する。

記

- 1 外務大臣は、中華人民共和国又は大韓民国に所在する日本国大使
館又は総領事館において3月8日までに発給された一次査証及び数
次査証の効力を、当分の間、停止する取扱いを行うこととする。
- 2 外務大臣は、中華人民共和国のうちの香港特別行政区及びマカオ
特別行政区並びに大韓民国との間の査証の免除措置の適用を、当分
の間、停止する措置を講じることとする。

3 1 及び 2 に基づく取扱いについては、3 月 9 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。

4 1 及び 2 の変更については、別途閣議了解を行う。